

氏 名 三藤 慎也

登録番号 第 44090009 号

事務所名称 SOGO 社会保険労務士法人

事務所所在地 山口県山口市小郡下郷 2193-2

所属社会保険労務士会 山口県社会保険労務士会

処分内容 1年の社会保険労務士の業務の停止
(令和8年2月 14 日から1年)

処分理由 勤務する社会保険労務士法人A(以下「勤務先」という。)が
受託した、有限会社Bに所属していた雇用保険被保険者C(以
下「被保険者」という。)に係る育児休業給付金支給申請につ
いて、有限会社B及び勤務先に無断で、有限会社Bにおける
被保険者の賃金台帳をねつ造するとともに、虚偽の内容を含
む育児休業給付金支給申請書を作成し、令和6年8月 14 日に
自己の名義で、下関公共職業安定所に提出代行したものであ
る。

また、有限会社Bに無断で、同社における被保険者の賃金
台帳をねつ造するとともに、虚偽の内容を含む育児休業給付
金支給申請書を作成し、同年 10 月3日及び同年 11 月 28 日
に自己の名義で、下関公共職業安定所に提出代行したもので
ある。

以上の行為は、社会保険労務士法第 25 条の2第1項に定
める「故意に、真正の事実反して申請書等の作成を行った
とき」及び同法第 25 条の3に定める「社会保険労務士たるに
ふさわしくない重大な非行があったとき」に該当するものであ
る。